

「UCOM 光ネットワークカメラクラウドプラン

powered by safie」

契約約款

2018年11月1日版

株式会社つなぐネットコミュニケーションズ

## 契約条件

申込者は、本書の定める条件に従い「UCOM 光ネットワークカメラクラウドプラン powered by safie」(以下「本サービス」といいます。)を利用するものとします。

## 第1章ハードウェア

### 第1条 売買

1. 申込者は、本サービスに対応するネットワークカメラその他機器(以下、「対応ハードウェア」といいます)を当社に対し注文するにあたり注文書兼利用申込書を当社へ提出する。
2. 当社が申込者からの注文書兼利用申込書を確認し、承認した時点で当社と申込者の間に、当社を売主、申込者を買主とする対応ハードウェアの販売に関する売買契約(以下「対応ハードウェア契約」という。)が成立する。

### 第2条 納入及び検収

1. 当社は、対応ハードウェア契約に基づき、対応ハードウェアを対応ハードウェア契約所定の納入場所に納入する。
2. 当社が対応ハードウェアを納入後、申込者は10日以内に当該対応ハードウェアの受入検査を行い、その結果を当社に対して通知するものとし、申込者から当社に対する合格の通知をもって当該対応ハードウェアの検収は完了されたものとする。なお、当該期間に通知がされなかった場合、当該期間満了をもって検収が完了したものとする。
3. 申込者は、前項の受入検査において対応ハードウェアに瑕疵又は数量不足のあることを発見したときは、当社に対して補修又は不足数量分の追納することを求めることができるものとする。
4. 前項に定める瑕疵又は数量不足の発見された対応ハードウェアについて、当社が瑕疵補修又は不足数量分の追納を行った場合、申込者は第2項に基づき検収を行うものとする。

### 第3条 所有権移転

1. 対応ハードウェアの所有権は、前条に基づき検収が完了したときに、当社から申込者に移転するものとする。

### 第4条 危険負担

1. 当社が対応ハードウェアを対応ハードウェア契約所定の納入場所に納入する前に対応ハードウェアの全部又は一部につき滅失毀損が生じた場合には、申込者の責に帰すべき場合を除き、その滅失毀損は当社の負担とし、対応ハードウェア契約

所定の納入場所に納入した後に対応ハードウェアの全部又は一部につき滅失毀損が生じた場合には、当社の責に帰すべき場合を除き、その滅失毀損は申込者の負担とする。

#### 第5条 瑕疵担保責任及び保証

1. 対応ハードウェアの検収完了後、12ヶ月以内に隠れた瑕疵が発見されたときは、当社は補修又は新しい対応ハードウェアとの交換を行うものとする。但し、当該瑕疵が申込者の責に帰すべきものである場合は、この限りではない。
2. 対応ハードウェアの製造元が発行する保証書があり、当該保証書の適用がある場合、申込者は対応ハードウェアの製造元が発行した保証書に当社が発行した納品書を添付し、当社へ提出する。当社は、提出書類に不備が無い場合に限り、製造元へ保証対応を依頼するものとする。

### 第2章 Safie

#### 第6条 サービス提供

1. 本サービスによるクラウド型レコーディングサービス「Safie」の利用においては、セーフイー株式会社が別途定める利用規約の定めが適用されるものとします。  
なお、本サービスは、当社を介して申込者へ提供を行うため、同規約の「セーフイー株式会社」を「株式会社つなぐネットコミュニケーションズ」へ読み替えて適用されるものとします。

URL : [https://safie.link/about/terms\\_of\\_service.html](https://safie.link/about/terms_of_service.html)

2. 本サービスの最低利用期間は1年間とする。尚、最低利用期間内に本契約を解除した場合、解除日から最低利用期間到来日までの残余期間分の利用料を申込者は当社へ支払うものとする。

### 第3章 雑則

#### 第7条 損害賠償

1. 本書(前条に定める利用規約の定めを含む)にて特段の明示がある場合を除き、本サービスの提供、利用において申込者に生じた一切の損害、トラブル、紛争等について、当社は契約責任(債務不履行、瑕疵担保責任その他類似の責任を含む)、不法行為責任その他一切の責任を負わないものとする。

#### 第8条 管轄

1. 本サービスに関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。